

この税金は、個人が事業を行う際に利用する道路などの公共施設や各種の公共サービスに必要な経費の一部を負担していただくものです。



納める人

県内に事務所又は事業所があり、下の表に掲げる事業を行っている個人



納める額

$$\text{税額} = \text{事業の課税所得金額} \times \text{税率}$$

区 分	事 業 の 種 類				税 率
第一種事業 (37 業種)	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業	5%
	保 険 業	船舶定係場業	飲 食 店 業	商品取引業	
	金 銭 貸 付 業	倉 庫 業	周 旋 業	不動産売買業	
	物品貸付業	駐 車 場 業	代 理 業	広 告 業	
	不動産貸付業	請 負 業	仲 立 業	興 信 所 業	
	製 造 業	印 刷 業	問 屋 業	案 内 業	
	電気供給業	出 版 業	両 替 業	冠 婚 葬 祭 業	
	土石採取業	写 真 業	演 劇 興 行 業		
	電気通信事業	席 貸 業	遊 技 場 業		
	運 送 業	旅 館 業	公衆浴場業のうちサウナなど		
第二種事業 (3 業種)	畜 産 業	水 産 業	薪炭製造業		4%
第三種事業 (30 業種)	医 業	公 証 人 業	設計監督者業	公衆浴場業のうち銭湯	5%
	歯 科 医 業	弁 理 士 業	不動産鑑定業	歯科衛生士業	
	薬 剤 師 業	税 理 士 業	デ ザ イ ン 業	歯科技工士業	
	獣 医 業	公 認 会 計 士 業	諸 芸 師 匠 業	測 量 士 業	
	弁 護 士 業	計 理 士 業	理 容 業	土地家屋調査士業	
	司 法 書 士 業	社会保険労務士業	美 容 業	海事代理士業	
	行 政 書 士 業	コンサルタント業	ク リ ー ニ ン グ 業	印 刷 製 版 業	
	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業 (カイロプラクティック等を含む)				装 蹄 師 業

(注) 第二種事業を営む方で、家族や同居の親族の年間延労働日数が使用人などの年間延労働日数を超える場合には、事業税はかかりません。

●事業の課税所得金額とは？

前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引き、損失の繰越控除、事業主控除などの各種控除を行った金額です。

●事業の必要経費

事業の必要経費とは、仕入品の原価、原料品の代価、土地、家屋その他事業を行うために必要な物件の修繕費又は借入料、事業用固定資産の減価償却費、公租公課（事業税・固定資産税・自動車税など）、使用人の給料、事業専従者控除等で事業の収入をあげるために必要ないっさいの経費をいいます。

なお、事業専従者控除に関して、青色申告者と白色申告者の控除額はそれぞれ以下ようになります。

事業専従者控除	青色申告者	白色申告者
生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱら当該事業に従事する方がいる場合	事業専従者に支払われた給与額を控除できます。	配偶者………86万円 配偶者以外…50万円 (注)

(注) $\frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者数} + 1}$ により算出した額が上記金額よりも低い場合には、その金額が控除となります。

●各種控除

種 類	青色申告者	白色申告者
1 損失の繰越控除 事業による所得が損失（赤字）となる場合	損失の生じた年の翌年から3年にわたって控除できます。	控除できません。
2 被災事業用資産の損失の繰越控除 地震・火災などにより事業に使っていた資産（建物・機械・車両など）が被害を受け、損失が生じた場合	損失の生じた年の翌年から3年にわたって控除できます。 ※東日本大震災による被災事業用資産の損失については5年にわたって控除できます。	
3 事業用資産の譲渡損失の控除及び 事業用資産の譲渡損失の繰越控除 事業に使っていた資産のうち、土地や建物以外の機械・車両などを譲渡したため損失が生じた場合	損失の生じた年及び翌年から3年にわたって控除できます。	損失の生じた年のみ控除できます。
4 事業主控除	年額 290 万円控除できます。 (事業を行った期間が1年未満の場合は月割計算します。)	

¥ 課税免除・不均一課税

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内に事業所等を新增設し、一定の要件を満たす事業者を対象に、不動産取得税や事業税等を免除・軽減する特別措置（課税免除・不均一課税）を設けています。対象事業や要件など、詳しくは61～62ページをご覧ください。



申告

3月15日までに前年分の事業の所得について申告します。

年の途中で事業を廃止した場合は、廃止した日から1か月以内（事業主の死亡による廃止の場合は4か月以内）にその年の1月1日から事業廃止の日までの所得について申告します。

なお、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した人は、個人事業税の申告書を提出する必要はありませんが、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」又は住民税申告書の「事業税に関する事項」欄は、必ず記載してください。



納税

県税事務所から送られる納税通知書により納めます。

納める期間は次のとおりです。ただし、税額が10,000円以下の場合は第1期に全額を納めます。

第1期	8月21日から8月31日まで
第2期	11月21日から11月30日まで

※上記納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

茨城県からのお知らせ

個人事業税の納税は簡単便利な口座振替で

○口座振替

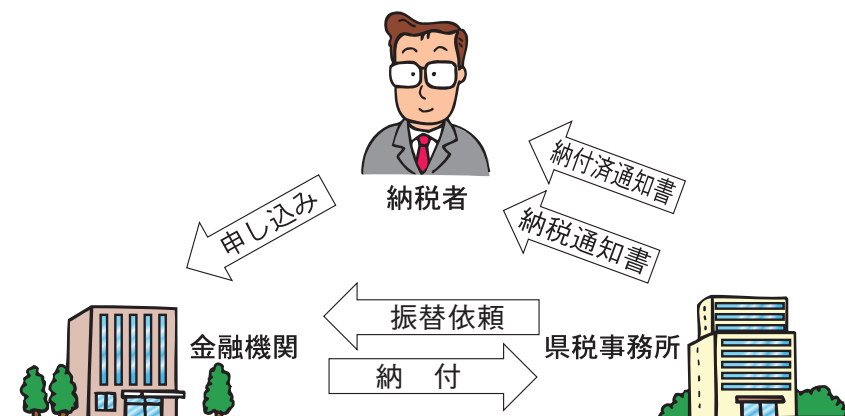
個人事業税は、口座振替により納税することができます。納期限の日に預金口座から振替納税されるので、納め忘れの心配や納期のたびに金融機関等に出向く必要がなくなり大変便利です。

お申し込みは、口座振替依頼書に必要事項を記入し、銀行届出印を押印のうえ金融機関に提出してください。

詳しくは、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

○口座振替による納税の仕組み

金融機関が納税者に代わってご指定の預金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。



計算してみましょう

個人事業税の計算例

夫婦で青果店を営んでいるAさんは、昨年の年間売上が2,200万円でした。そのうち仕入原価などの必要経費が1,600万円で、奥さんに年間150万円の給与を支給していました。また、おととしの台風で建物に100万円の損害を受けた結果、おととしの事業所得は140万円の赤字でした。

青果店を営んでいるAさんは、物品販売業（第一種事業）に該当し、税率は5%になります。

Aさんが青色申告者の場合

年間総収入	22,000,000円	必要経費	16,000,000円
事業専従者控除	1,500,000円	損失の繰越控除(被災損失分を含む)	1,400,000円
事業主控除	2,900,000円		
課税所得金額	$22,000,000円 - 16,000,000円 - 1,500,000円 - 1,400,000円 - 2,900,000円 = 200,000円$		
税 額	$200,000円 \times 0.05 = 10,000円$		

年税額10,000円を、8月に全額納めることになります。

Aさんが白色申告者の場合

年間総収入	22,000,000円	必要経費	16,000,000円
事業専従者控除	860,000円	被災事業用資産の損失の繰越控除	1,000,000円
事業主控除	2,900,000円		
課税所得金額	$22,000,000円 - 16,000,000円 - 860,000円 - 1,000,000円 - 2,900,000円 = 1,240,000円$		
税 額	$1,240,000円 \times 0.05 = 62,000円$		

年税額62,000円を、8月(31,000円)と11月(31,000円)の2回に分けて納めることになります。

